

久留米市認定農業者認定基準

認定農業者制度とは、意欲のある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を久留米市、農業委員会、普及指導センター、JAなどで構成する審査会で審査し、久留米市が認定する制度です。

その計画達成に向けた農業者の取組を久留米市、農業委員会、普及指導センター、JAなどが共同して応援します。

久留米市では、以下に示す認定農業者の認定基準を設けています。認定農業者の認定を申請する場合には、この内容を十分にご理解いただいた上で、「農業経営改善計画」を作成いただきますようお願いいたします。

5年後の営農計画における所得金額が、480万円以上と
ならない方は、認定農業者になることができません。
現在の所得が480万円未満の方は、5年後の所得が
480万円以上になるように具体的な規模拡大や経営改善を
農業経営改善計画の中に示すことが必要です。

久留米市認定基準（抜粋）

- 1 5年後の農業所得が次の目標金額を上まわる計画であること。
一経営体あたりの農業所得：480万円以上
法人の場合は主な従事者の農業所得：376万円以上
※農業所得：農業で得た収入（販売金額）から経費を除いた金額
- 2 経営規模の拡大、生産方式や経営管理の合理化、従事時間の削減など、農業経営の改善目標と目標達成に向けた取組みが具体化された計画であること。
- 3 計画の達成される見込が確実であること。（生産・出荷の実績から少なくとも1年間の営農実績を推計できること。）
- 4 地域でブロックローテーションに取り組んでいる場合は、これに参加し、地域での農地利用に支障が生じない計画であること。
- 5 家族経営の場合は、家族経営協定を締結するなど年齢、性別問わず、農業者一人ひとりの力が発揮される計画であること。
（共同申請の場合は、家族経営協定を締結することが条件となります。）

※認定農業者に年齢制限はございませんが、70歳を超える方については、後継者への経営移譲の検討、後継者との共同（連名）申請をお願いしています。